

住宅設備改善費補助に関する Q & A

区分	質問	回答
申請要件	<p>本事業の会計年度内に専用住宅に登録し、翌年度に本補助の申請を行うことは可能ですか。 (例：3月 住宅登録、5月補助申請)</p>	<p>専用住宅の登録と、補助申請は同一年度内である必要があります。</p>
申請要件	<p>登録住宅から専用住宅に登録した住戸は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助対象になります。</p>
申請要件	<p>「バリアフリー改修工事」と「安全性等に資する附帯設備の設置工事」の実施時期を分けて行った場合、補助対象となりますか。</p>	<p>両工事について、同一の補助申請を行い、交付決定を受けた場合は補助対象となりますが、そうでない場合は、補助対象なりません。</p>
申請要件	<p>低額所得者及び高齢者のみの専用住宅として空き家を登録し、バリアフリー改修工事を行った場合、入居可能な属性は、高齢者のみですか。</p>	<p>空き家を高齢者、障害者及び子育て世帯の少なくともいずれか一つを入居者の資格として専用住宅に登録する必要がありますが、結果的にこれらの属性に該当しない低額所得者が入居しても問題ありません。</p>
申請要件	<p>共用部分のみ改善工事を行う場合であっても、新規で登録する専用住宅の入居者に制限はありますか。</p>	<p>新規登録した住宅が入居中である場合、当該入居者は高齢者、障害者及び子育て世帯の少なくともいずれか一つに該当する者である必要があります。また、空き家である場合は、これらの属性のうち、少なくともいずれか一つを入居者の資格として登録した専用住宅である必要があります。</p>
申請要件	<p>国又は地方公共団体の改修費補助を活用してバリアフリー改修工事（手すりの設置工事）を実施した住宅について、都の改善費補助を活用して、段差解消工事を行うことは可能ですか。</p>	<p>補助対象工事（本事例では手すりの設置工事）が重複していなければ可能です。</p>

住宅設備改善費補助に関する Q & A

区分	質問	回答
申請要件	バリアフリー改修工事を行い補助金の交付を受けた後、同一年度内で、安全性等の向上に資する附帯設備の設置工事の申請を行うことは可能ですか。	出来ません。安全性等の向上に資する附帯設備の設置工事が補助対象となるのは、バリアフリー設置工事の申請と併せて行った場合に限りです。
申請要件	登録した専用住宅に入居者がいる場合、補助対象となりますか。また、この場合、実施する工事内容と入居者の属性を一致させる必要がありますか（例：車いすの入居者→車いす対応台所の設置工事を実施）	入居者がいても補助対象となります。また、当該入居者の属性と工事の内容を一致させる必要はありません。
申請要件	一度当該補助を活用した後、同一の住戸で、別の工事で補助申請することは可能ですか。	出来ません。既に本補助金の交付を受けた住宅は補助対象外になります。
申請要件	入居者の属性は、どのような書類で確認するのですか。	賃貸借契約書等により確認します。
対象工事	手すりの設置で、介護用の移動可能な手すりの設置は補助対象になりますか。	ネジ等による設置工事を伴わないものは補助対象外です。
対象工事	マンションやアパートの廊下の段差解消工事（スロープの設置）は補助対象になりますか。	補助対象になります。
対象工事	手すりの設置に当たって、電気スイッチやコンセントの移設工事は補助対象になりますか。	手すりの設置に伴い発生する移設工事等は補助対象になります。

住宅設備改善費補助に関する Q & A

区分	質問	回答
対象工事	アパートの敷地内の階段を、車いす用の方にスロープを設置する場合、補助対象になりますか。	段差解消の工事として、補助対象になります。
対象工事	浴槽の深さに変更はないが、半埋め込み式にする場合の工事は、補助対象になりますか。	補助対象になります。
対象工事	浴室にバスリフトを設置する場合、補助対象になりますか。	設置工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）の設置は、補助対象外です。
対象工事	浴室の面積を増加するに当たり、間取変更が発生するが、これに係る費用は補助対象になりますか。	間取変更工事は補助対象外です。
対象工事	現在設置されている便所とは別に、新たに便所を増設する工事は補助対象になりますか。	新たに便所を増設する工事は補助対象外です。